

NC

Nature Conservation
Society of Hokkaido

HOKKAIDO

1998年 1 月 NO.101

..... CONTENTS

チヨットひとこと.....佐藤 謙.....	2	NEWS CLIP.....	9
インタビュー.....磯崎 博司.....	3	シリーズ・気になる木の話.....	10
記事.....	4	自然保護学校.....	10
北海道・各地のニュース.....	6	ナキウサギ裁判第6回公判.....	11
ナキウサギ裁判現地検証.....	8	要望書など.....	11
活動日誌.....	9	お知らせコーナー.....	12



大雪山系を望む 撮影・増田 徹

公園整備への疑問

もう1年前のことであるが、岩見沢市利根別自然休養林における散策路工事について、「岩見沢野鳥の会」関係者から以下のような大きな批判の声が続いたと報道された。

散策路工事がクマガラの営巣木放棄に結果したこと、土砂が流入した沢の植物にとって生育地が破壊されたこと、さらに野鳥類の繁殖、冬季の餌場、あるいは渡りへの影響が危惧されること、この地域の自然を事前に十分調査しなかったこと、さらに、散策路のルート決定など公園利用に関する事前検討が不足であったことである。

以上について協会として取り上げるべき問題であることから、この春、短時間であったが現地を見ることになった。植物に関しては上記の指摘を全くその通りと思った。まるで森林伐採のための作業道のように、ひどく杜撰な工事であり、斜面の散策路では下方の沢まで広く土砂を被せ、沢筋の散策路では周辺まで広く裸地化していた。

利根別自然休養林の植物相は、黒松内低地帯以北の冷温帯性落葉広葉樹が揃って見られ、石狩低地帯を北限とする樹種や日本海側多雪地を北上する低木種も見られ、岩見沢市の植物地理的な特徴を顕著に示している。他方、ここの植生は、尾根筋、斜面、沢筋の地形変化に応じて樹種と林床植物（草本類）の交替が認められ、北海道の低地を代表する各種の落葉広葉樹林が揃っている。工事では、これらの植物の価値も無視されたと思う。

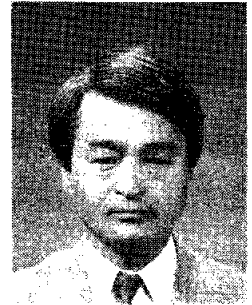
他にも多くのことを感じたが、その中からさらに「ちょっと一言」、書いてみよう。

この散策路工事は、環境庁主導の「利根別ふるさと自然のみち整備事業計画」によっている。「ふるさと自然のみち」は本当は「自然環境保全活動拠点」と呼ぶそうであるが、その整備運営要項には「整備運営は身近な自然の姿を見せて優れた自然体験をさせること」を方針とし、その要件には「施設の整備や利用によって周辺の自然に悪影響が生じないようにすること」と明記されている。

ところが、実際の整備事業である工事の実態は、先に述べたように、上記方針や要件と全く合致せず、逆に多くの悪影響を生じさせて、自然の姿を見せようとしていないと判断できる。すなわち、スローガンと実態が全く逆の、何とも情けない整備であった。

最近、あちこちから「自然を見せよう」とする事業計画が聞こえてくる。身近な自然の大切さが唱えられている時代、とくに都市近郊の普通の森林において、種々の機関による「自然に親しませる目的の散策路工事」が企画されている。しかし、その工事の実態を見ると、岩見沢と同じ例が多すぎる。我々は、目的と全く異なってしまう工事の実態に、厳しく、目を光らせていなければならないと思う。

(副会長・札幌市在住)



佐藤謙

磯崎博司さんに聞く

略歴：1950年生れ、東京都立大学法学部卒業。岩手大学人文社会科学部助教授。専攻、国際法・環境法。国際自然保護連合の環境法委員会、環境庁の野生生物検討会などの委員を歴任。



《生物多様性保護が国内問題にとどまらず、地球環境問題になる理由を教えてください》

■生物多様性は遺伝的な変異性のことを言いますが、それは、地球の生命支持能力とか、生物が周囲の環境に適應する能力の源です。人間を含む個々の生物は、そのような能力に支えられています。したがって、どこかの地方である生物種の絶滅とか、地域個体群の減少とか、または、特定の生態系の破壊とかが起きると、生物多様性の低下につながります。そうすると地球の生命系の質も低下するわけですので、地球環境問題なのです。

《開発途上国への支援ということがいわれましたが、その後進展があったのでしょうか》

■開発途上国への支援については、残念ながら、それほど進展はないと言っていると思います。生物多様性条約では、国際基金を設けたりして国際協力を進めようとしています。が、どちらかという先進各国は、ODA（政府開発援助）の削減を行ってきていますし、GEF（地球環境基金）の生物多様性関連事業も減少してきています。ただし、NGOレベルでの支援協力も求められていて、欧米諸国のNGOは積極的に活動していますので、日本のNGOも、資金に限らず、技術、研究、経験などの面で積極的に活動する必要があります。

《生物多様性を保護するうえで、いま、最も求められていることは何でしょうか》

■国際的には、開発途上国の経済開発に伴って生じる悪影響から生物多様性を守ることが重要です。国内では、それぞれの地方に存在している固有の自然生態系を中心にして、ありふれた自然も含めて、その地域本来の自然

を保全することが最も重要です。その積み重ねが、地球レベルでの生物多様性につながり

ます。そのためには、一部の人々、専門家、行政官が理解しただけでは進みませんので、一般の人々に広く認識してもらい、行動につなげてもらうことが必要です。

《日本政府のその後の取り組みはどうなっていますか》

■日本政府は、生物多様性国家戦略を1995年に策定しましたが、その内容は既存の政策を羅列したにとどまっています。戦略という以上、基本方針を示し、それに即した政策や具体的な措置が定められなければいけません。特に、生物多様性はありふれた自然に関わりますので、農林水産業や一般の経済活動、また、私たちの生活のあり方について具体的な枠組みを示すものとして改定される必要があります。

《生物多様性という、なかなか運動の手がかりがつかめないのですが、環境保護団体として、どんな課題に取り組むべきでしょうか》

■自然とのふれあい、身近な自然の観察など、かえってどのような団体でもできそうなことが生物多様性にとって大事ですので、取り組みやすいかもしれません。すでに行われている活動に、生物多様性という観点から、さらに重要性を与えて、その活動を支えることもできると思います。実は、法律や裁判も一般の人々の意識に支えられていますので、そのような身近な活動が法律や制度を発展させることにつながります。

アッポロ
アセス審議会厚幌ダム小委員会傍聴記

会員 田 中 晴 夫

熊木大仁理事から話があり、厚幌ダム建設事業に係る環境影響評価書を審議する道の環境影響評価審議会小委員会を合計4回にわたり傍聴した。小委員会は、4月から始まり、月に1度の割で開催され、12月が最終回になるらしい。私は、6、7、8月と11月の会議を傍聴した。

厚幌ダム建設予定地は、胆振管内厚真町を流れる厚真川の上流、既設の厚真ダム直下にある。国の補助を受けて道が建設するもので、貯水量約5千万立方メートルの多目的ダムだ。2001年度に堤体工事を開始し、4～5年後に完成する予定。「ダムの時代は終わった」といわれながら、我が国にはまだまだ建設計画がある。現に「時のアセス」の対象になった函館の松倉ダムは、複数の治水対策案を検討しながら、規模を縮小してでも実施したいという道の態度が明瞭になったばかりだ(前評判ばかり高い「時のアセス」には要注意だ)。

道の環境影響評価審議会委員には当協会の佐藤謙副会長が学識経験者として参加している。4回傍聴した感想を一言で言えば、佐藤委員が闊っている現場を、自分の目で確かに見たということである。情報公開の時代で、私のような一般市民でも審議会の小委員会を傍聴することが出来るようになったおかげだ。以下、断片的だが感じたことを二つ、三つ書く。

佐藤委員は、言わずと知れた植物生態学者である。実証的で緻密で、粘り強く物事の本質を究めようとする姿勢は、大学の講義でも裁判官の現地検証(ナキウサギ裁判)での説明でも審議会でも一貫して同じことのようにだ。事業者によるダム予定地の植物調査の不正確さやごまかしに対して憤りと不信感を持ち、小委員会で仮借ない批判を展開する。研究者の本領発揮で、自らの実地調査と対比をすると、逃れようもなく事業者調査の不十

分さが明らかになる。湛水(水没)区域とそうでない区域に分けて調査せよと要求する。調査者が要求に応えられないと、それがまた追及的になるといった具合である。

水没予定地内に、「ショロマの滝」がある。道自身が『北海道自然環境保全指針』の中で「身近な自然地域」の一つにあげている所だ(『指針』p143)。佐藤委員は審議の際「指針」に定められた調査、影響評価をすべきだと主張する。この話が出たのは第3回(6月)だが、『指針』の存在を委員の大半が知らないようだし持ってもいないことが分かった。事務局があわてて次回に向けて用意することにしたが、私には意外でもありがかりもした。この一事はアセス審議会の(道の自然保護行政の)ある面を物語っているように思った。

佐藤委員は自然保護運動の理論的支柱の一人だ。闘いの相手は審議会の中にもいる。小委員長のA氏とは基本的に対立しているから、例えば佐藤委員が発言する時、時間が足りないと言って抑えようとすることがある。その後で発言した他の委員には何も言わないことに敵意が露骨に示される。A氏は早く無難に切り上げたい、あまり文句を言って欲しくない。佐藤委員は根底にダム建設に対する批判があり、アセスの弱点を徹底的に突いて本丸に迫りたい。この対立が険しい空気を生み、頂点で火花が散るのである。

同じ傍聴者でも熊木理事は、二度にわたってダム建設中止の意見書を提出し、公聴会でも意見を述べた。どっしりと構えて睨みを利かせる。途中入場の私は、外野席でははらしながらことの成り行きを見守っている。甚だ頼りない次第だ。小委員会における激しい議論はしばらく続きそうだ。今後の議論におおいに注目したい。

(小樽市在住)

ヒグマとヒト

斜里町立知床博物館 学芸員・獣医師 増田 泰

「北海道を代表する野生動物は？」との問いに、あなたは何を思い浮かべるだろう？「ヒグマ」と答える人が、おそらくもっとも多いのではないだろうか。ご存じのとおり、知床半島はそのヒグマが比較的高密度に生息する地域である。このことは、知床が今でも北海道本来の自然環境を残す地域であることを示す証と言えるかもしれない。多くの人々がその豊かな自然に惹かれ、知床を訪れる。かつて秘境と呼ばれた知床も、夏の観光シーズンにはマイカーやバスが列をなし、国立公園内の観光スポットでは渋滞さえおきる状況である。観光は、もちろん地元にとって重要な産業であるが、一方でさまざまな問題も生じている。

道路上に出没したヒグマに、車からおりて近づき記念撮影をする人。駐車帯には食糧やゴミが放置され、釣り人で賑わう川の河口部には、イクラだけ採って捨てられたサケマスが悪臭を放ち、そこにヒグマがつく。キタキツネの餌付けは以前からあったが、最近では、エゾシカやヒグマに餌を与えるととても信じられない観光客まであらわれた。

最近のアウトドアブーム・自然志向は、ある意味では、この国の人々が生活の中で失ってしまった自然とのつながりを取り戻そうとする欲求の現れかもしれない。知床を訪れる多くの人々が、姿をみせた野生動物に心奪われる。しかし自然とつきあう方法、マナーまでも忘れてしまった人も多い。野生動物は飼

育動物とは違う。相手の生活圏から一定の距離を保ってそっと彼らに接することが、マナーではないだろうか。意識的か無意識かにかかわらず、人間の不用意な行為がしばしば不幸な結果をもたらす。野生のヒグマに人間が故意に接近すれば、対応を誤ると事故となる。また生ゴミなどの放置による間接的な餌付けや、動物を見れば餌を与える直接的餌付けは、人イコール餌という危険なヒグマを生み出しかねない。ゴミを放置したり、餌付けをした本人が危害を受けなくても、行為の積み重ねが危険なヒグマを生み出すことになる。そのようなヒグマが1頭でもできれば、ヒグマ、場合によっては人にも、多数の犠牲が出る最悪の事態となる。

知床国立公園に接した斜里町ウトロでは、学校のグラウンドやホテルの裏口をヒグマが横切ることもある。生活者にとってもヒグマにとっても、お互いに危害を加えることなく、無関心でそれぞれの生活を営めることが一番幸せなのだ。
(斜里町在住)



キャンプ場を悠然と横切るヒグマ

(幌向鉄道林を守る会会長)

ＪＲ北海道は、函館本線の岩見沢市幌向駅から江別へ向う、線路の北側にある鉄道林を、長さ470m、面積にして9700㎡にわたり伐採して宅地化したいとして、1997年3月、岩見沢市長に対して申請書を提出しました。更に96年12月に幌向自治会会長の承諾書を得ており、地元住民の合意もある、との立場を表明していました。

岩見沢市長としては、近頃の北海道の環境アセスメントや、岩見沢の市政の大きな柱の一つでもある「水と緑と文化のプロムナード」作りの中に当該鉄道林も含まれていることから、関係部署に対して慎重な検討を指示したと、伝えられていました。しかし、関係部署としては、地元住民の合意もあり（後で判明したところに依ると、この住民合意とは、自治会長個人の見解であった）当申請は法的にも何等問題なしとして、6月中には許可の方針であったとされています。ところが5月22日の道新夕刊で、この問題が1面トップで取りあげられ、大きな反響が起きました。

私達はこの問題を4月末に風聞として知り、5月半ばによくその詳細を掴むことを得て、「幌向鉄道林を守る会」を発足させました。守る会では5月23日市長宛て、6月5日には道知事宛てに「鉄道林の保存を求める要望書」を提出しました。これらの動きが効を奏したのかどうかは定かではありませんが、11月25日現在では、まだ許可は出されていません。

守る会が運動を始めてから6カ月経ちました。この間に会員を対象とした集いを2回、全戸配布(2,400戸)の通信を5回発行し、市に提出した要望署名は2,500筆に達しました。更に1,000筆以上の集約がされているので、近日中に提出する予定です。

北海道各地の

97. 10. 30 道新 空知版



植生多様、野鳥飛び交う幌向鉄道林

森林空間の役割は重要

「守る会」がフォーラム

【道新】第一回開催の「幌向鉄道林を守る会」フォーラム「森林空間の役割は重要」が、29日、野幌公民館で開かれた。出席者は、道新記者、市議員、関係者、市民など約100名が参加した。このフォーラムは、幌向鉄道林の伐採問題について、関係者の意見を聞き、市民の理解を深めることを目的として開催された。出席者は、幌向鉄道林の植生多様性や野鳥の生息地としての役割を高く評価し、伐採に反対する意見が多数を占めた。また、関係者の説明も聞き、市民の理解を深めることができた。このフォーラムは、幌向鉄道林を守る会の活動の一環として開催された。今後も、関係者の意見を聞き、市民の理解を深める活動に取り組んでいく予定だ。

10月28日に開催した第

1回フォーラムには、道自然保護協会会長 依浩三氏、副会長の 佐藤謙氏、江別鉄道林問題連絡協議会会長の松山潤氏、岩見沢市野鳥の会事務局長の若林信男氏の4方に講師として出席して頂き、参加者も私達が予定した80名を大きく上回る130名の大盛況でありました。しかし、今現在、市が認可する方針に変化の兆しはみられないので、署名運動の拡大強化に一層努力しなければと思っています。

7月29日の野幌公民館に於ける「保安林指定解除に関する意見聴取会」、11月15日の同じく野幌公民館での「環境フォーラム」に参加して自然保護問題の幅の広さ、奥の深さを痛感しました。次世代に良い環境を引継ぐことを私の理念として、生きていきたいと思えます。(岩見沢市在住)

「守る会」がフォーラム

湿地目録

1997年9月、環境庁は「シギ・チドリ類渡来湿地目録」を発行した。これは、1988年から鳥類保護連盟に委託して行われてきた、シギ・チドリ類の渡来する湿地や干潟を対象にした定点カウント調査をもとにまとめられたものである。全国の調査地点は1988年から96年(90年は調査なし)の8年間で145地点になったが、道内の調査地点は15地点で多くはない。更にこの中で、8年間連続して調査された地点は、たった2地点(全国で13地点)でしかない。

目録では3つの基準を用いて重要な渡来地を抽出しているが、3つの基準を全部満たす渡来地は、道内では1地点(全国7地点)にすぎず、他の基準を満たしている渡来地もすなわち3地点しかないのである。

環境庁は全国で12地域を重要渡来地として指定し、道内からは1地域、コムケ湖・とうふつ湖・風蓮湖・霧多布などをひとまとめに「道東湖沼群」として指定した。この広大な地域をひとまとめでとらえるのがいいのかなどという問題や、道内の調査地点が少なすぎるという問題もあるだろうが、湿地の保護に向けて一歩前進したといえるだろう。

釧路におけるラムサール会議以後、国内の湿地保護が何一つ進んでいない中で、今後この目録をどのように活かしていくのかを見守っていききたい。(紋別市在住)

道 ニュース

時のアセスメント対象事業

松倉ダム説明会

木村マサ子
(会員)

11月10日～13日の3日間、会場を変えながらの「松倉川水系の治水対策の住民説明会」が函館土木現業所と函館市主催で開催された。私は、この移動説明会の最終日に会場に足を運びました。

“洪水対策を考えての7つの案”という形で映りの悪いスライドを使って淡々と説明する主催者の姿は、かつてのバブル時の高層マンションの説明会を彷彿とさせ、「ダムありき」の思いを強くする結果となりました。専門職が限られた時間で説明し、即、素人の住民に質疑をとほ、本気で理解を得たいと考えていたのでしょうか？

この日、湛水予定地周辺の自然環境調査も公開されましたが、大半がブナ・ミズナラ群落を占める中に、想像以上の多種の動植物が確認されている様子から、周辺の多様な自然環境がうかがい知れました。今、自然が売り物の函館山では、野鳥が激減し、全山縦走してもシマリス1匹にも出会うことがないと言われ、ホーストレッキングまで計画され、函館山がただの夜景の展望台となりつつあることを考えれば、松倉川は、函館市民が未来に残す唯一の自然環境に思えてなりません。

今回の説明会における市民の意見を「時のアセス」検討チームに伝える予定であれば、質疑の時間が短かったと言わざるをえず、また自ら調査した自然環境の評価と保全についての説明もしてほしかったというのが私の感想です。

ナキウサギ裁判現地検証

八木 健 三 (ナキウサギ裁判・原告団団長)

前夜の結団式で「私は晴れ男ですから、明日は晴れるでしょう」と大胆な予言をしたのが的中し、当日は素晴らしい青空、しかし風は寒く、時に雪がチラチラ、歩くと霜柱がザクザク崩れる。

現地検証は9時10分にトンネル出口から開始。わが方はここがナキウサギの行動範囲だということのを力説する。9時30分登山開始。裁判官、原告団、弁護団、裁判を支援する会、それに北海道側の職員、さらに大勢のマスコミも加った長い行列が坂道を進む。

経路の要所毎に立止まり、佐藤謙氏の詳しい風穴の説明がある。まわりに様々なミズゴケが生えていることを説明したあと、持参の地温計を風穴に差し込み温度を図る。地温計の目盛りが次第に下がるのを裁判長は熱心に眺め、説明に耳を傾ける。

それが終わると、次は道側の説明になる。現地検証では、原告・被告に同じ発言時間を割り当てるのだ。しかし道側の説明は具体性に欠け、どうもピンとこないのは、こちらの偏見か。

マスコミは説明の光景をカメラに収めようと、コースを外れて前方に踏み込む。市川氏が大きな声で制止する。自然保護裁判のために、自然を破壊するのはとんでもないというわけだ。

登るにつれて展望が開け、ハイマツ群落が斜面の下方に分布し、その上方にアカエゾマツ、トドマツ群落がとりかこみ、またコマクサ群落がダケカンバ林に介在しているのが認められる。高山植物群落が標高ではなく、地形に支配されて分布し、垂直分布の逆転という興味ある一例が観察される。

これが佐藤氏の強調するこの地域の極めて特殊な生態系であり、それは風穴の存在と密接な関係があるのだ。その保護を訴え一段と熱がこもる佐藤氏の説明に、裁判長がじっと耳を傾ける。

やがて森林帯を抜けると、白雲山の登りとなる。風が一段と強くなったので、頂上に上がるのはあきらめ頂上直下の岩場に集合する。ここで私が地

形・地質の説明をする。土幌高原道路計画の予定地は然別火山の白雲山、東と西のヌブカウシヌブリ、天望山からなる。すべて溶岩が固まった頭の丸い溶岩円頂丘である。駒止湖は爆裂火口跡の湖である。

角閃石輝石安山岩の溶岩は節理が発達し、大岩塊に割れて重なり、その隙間に風穴が発達する。これがこの地域の特異な生態系の原因であり、ナキウサギの存在を可能ならしめているのだ。

雲仙岳のように円頂丘から何回も火砕流が麓に流れており、それらの14C年代は1万9300年前、3万1920年前などである。2～3万年前まで、然別火山が噴火していたことがわかる。

引き続き上土幌町在住の松田まゆみさんがここで発見した新種のマツダタカネオニグモの説明をする。強風中、裁判長は終始熱心に説明に耳を傾けた。

それからわれわれは白雲山を下り、土幌側のトンネル入り口の斜面の観察をして検証は終わった。

そこで行われたTVのインタビューに答え、裁判長が「今日は寒かったが、登った甲斐があった。これを裁判に生かしたい」と静かに語ったのが印象的だった。

原告団、弁護団、そして支援する会など全員が力をあわせた現地検証はこうして無事に終了した。



活動日誌

1997年9月

- 10日 夏休み自然観察記録コンクール応募締切り（応募作品88点）
- 13日 自然観察会（星置の滝）参加者16名
- 16日 夏休み自然観察記録コンクール応募作品審査
- 23～24日 国道八雲・熊石線改修工事現地調査
- 25日 会誌編集会議
- 26日 夏休み自然観察記録コンクール結果発表（北海道新聞紙上）
- 27日 理事会

1997年10月

- 2日 国の外国青少年指導者招聘事業によりAbdon Nababan氏来訪
- 4日 道環境アセス条例ヒアリング
- 9日 ナキウサギ裁判現地検証
- 11日 河川フォーラム「こうすればできる！新しい治水対策」
- 13日 自然保護学校（講師 鮫島惇一郎）参加者44名
- 20日 自然保護学校（講師 高橋伸幸）
- 21日 フォーラム「世界の潮流と日本の逆行 —公共事業と河川政策—」（講師 天野礼子）参加者35名
- 24日 講演会「大雪山の魅力をさぐる」（講師 佐藤謙、石城謙吉）参加者180名（帯広市）
- 27日 拡大常務理事会

1997年11月

- 10日 自然保護学校（講師 高橋英樹）
- 15日 自然保護学校野外観察会・円山（講師 佐藤謙）
- 17日 自然保護学校（講師 青井俊樹）
- 20日 ナキウサギ裁判第6回公判
- 20日 時のアセス「道民の森民活事業」に関わる意見陳述
- 25日 拡大常務理事会

NEWS CLIP

時のアセスをめぐる動き

- 10月26日 道は時のアセスの対象となっている3つのダムについて検討の具体的日程を発表し、同時に、土幌高原道路については来年、住民アンケートを実施し、部案の作成は来年度末ごろになると説明した。（朝日）
- 11月6日 道は函館松倉川上流のダム建設計画について、ダムの規模を縮小し分水路と合流させる案を含む7つの代替案をまとめた。（道新）
- 11月11日 松倉ダムについて、道と函館市は、10日、市民説明会を開いた。しかし参加者からは道が第一順位とした修正ダム案に批判があいついだ。（道新）関連記事→12日道新、13日道新、14日朝日

千歳川放水路計画をめぐる動き

- 12月9日 知事の私的諮問機関「千歳川流域治水対策検討委員会」と自然保護関係団体との意見交換会が8日開かれ、各団体は放水路計画に対してそろって見直しや反対の意見を表明した。（各紙）

野生生物をめぐる動き

- 10月22日 紋別市周辺にヒグマが出没し、遠足中止や大学休講などの影響がでている。採石場や林道建設などによる熊道分断が一因との声。（朝日）
- 11月15日 環境庁は、道内に生息する大型のフクロウ、ワシミミズクを「種の保存法」に基づく国内希少野生動植物種に指定することを決めた。道内で繁殖している鳥類では13種目の指定になる。（道新）
- 環境庁は「シギ・チドリ類渡来湿地目録」を作成し、発表した。渡来湿地計78カ所が掲載されており、12地域が重要渡来地域とされている。北海道では、コムケ湖を含む道東湖沼群が重要渡来地域に指定されている。（野鳥1997年12月号）本誌7頁参照

日本の人工林の行方

相川 謙二郎

日本の森林面積の実に41.35%（蓄積比では55%）の1,040万haは戦後植栽の人工林。人工林比では世界のトップクラス。戦争時の荒廃した森林復興のための積極的拡大造林政策の展開によるものが植栽年度のかたよりより齢級上の偏在と針葉樹中心のための森林全体における広・針樹種のバランスの喪失による量・質の構成上の大きなゆがみを生じている。さらに国有林経営上の巨額の累積赤字と借入金残の存在は国鉄に次ぐ国有企業行政上の問題となっている。

また森林行政は森林管理上も除間伐不徹底による密植化・過密化となり、栄養分・日光吸収力不足、さらに根基成長・樹幹発達の不良そして倒木・雪害を来す森林の新たな荒廃となっている。加えて針葉樹への転換は必然的に山崩れ・土石流災害

の被災を伴っている。人工林比の低い北海道（27%）に比べ70%の九州地方は地形の急峻性もあってその被害は大きい。被子植物の広葉樹が高温多湿の気候で成長し、広い樹冠によるエネルギー発達で根基の発達と大きな保・吸水力となるのに対し、裸子植物の針葉樹は低温・小湿のもと根基は細く深く地中にのびるため保・吸水力は劣っている。さらに広葉樹の有機質枝葉落下は有効な土壌形成となって河川・海岸流域での農・漁業産物に大きな貢献となるが針葉樹では期待はできない。その上杉・檜以外の人工林樹種の経済性の小なることも問題である。（小樽市在住）



自然保護学校に参加して

山下 堅太郎

当協会が今年から開催した自然保護学校に一期生(?)として入学しました。

入学して以来、今まで、四人の立派な先生の講義を受け本当に感謝しています。

とくに毎回スバラシイ、スライドを見せていただきまして、いつも楽しみにしています。

ただ司会の先生から「質問を」とか「キャッチボール」のような授業といわれますが、私としては中身が専門的で高度な言葉があるため、その場で理解ができず、配られたものを後で読んで、その要旨や輪郭を理解することもあります。そのため何日も経てからいろいろ質問したいことがでくる仕末です。

今までの講義で印象に残った事を列挙してみます。

1. あの広い道北の山で熊の生息数を調べるため沢筋の泥に残された足跡を数えて歩いたというお話
2. 霜柱が山の形を変えた話。私は霜についての知識は正確には知りませんでした。今回解った

ことは水蒸気から液体にならないで固体である霜になり、その霜が地中の水分を吸い上げて（毛細管現象により）氷柱をつくり表面の小石を持ち上げる現象が霜柱。そしてこの現象をくり返すことによって山の形が変わることがある。（これでよいのでしょうか。）

3. 初冬の植物ウォッチング（円山）

円山は高度がないので私の登山の視野に入っていませんでした。しかし佐藤謙先生の説明によって円山の植物が豊富でいろいろな観察ができて眺め景観もスバラシイ場所だということを知りました。

4. 汚いということ

これは鮫島先生、佐藤先生が言われていたことですが自然のままの道などの事と思いますが、汚いから人が集まらないという理由でコンクリートや芝生が敷きつめられる。

自然が破壊されて人工的な空間に変えられる。初めてこの言葉を聞いたときは理解できませんでしたが、今ではいづらか理解できるようになりました。（札幌市在住）

ナキウサギ裁判第6回公判

記録 江部 靖 雄(理事)

第6回公判は、11月20日、裁判所の都合で午前11時をやや遅れて開始された。原告側は、①佐藤謙氏(北海学園大学教授)の証人申請、②前回被告から提出された準備書面に対する反論書(準備書面(4))の提出、③証拠資料(『坂下康裕写真集』『大雪山のナキウサギ裁判』『レッドデータ日本の哺乳類』『日本生態学会総会・土幌道路反対決議』)の提出をおこなった。幸いなことに、①は裁判所が認めるところとなり、次回公判で、佐藤謙氏による約2時間の意見陳述が実現することになりました。

ついで裁判長が被告に対し、被告の「違法な公金支出が相当の確実性をもって予測されることは

ない」という主張と、現在進行中の「時のアセス」との関連を尋ねたが、被告はその関連を否定し、さらに、被告としては、すでに提出済みの準備書面(1)(2)以上の立証主張はない旨を回答しました。

公判終了後の報告集会では、菅野弁護士から、佐藤謙氏の証人申請が公判の早い段階で認められたのは、自然保護訴訟としては異例なこと、違法な公金支出の可能性についてさらに議論が予想されることなどの説明がありました。

次回の公判は、2月19日(木)13時30分からです。佐藤謙氏が、トンネル予定地周辺の自然について詳細な陳述をおこなう予定です。一人でも多くの方の傍聴をお願いします。

要望書など

- 1997年9月16日 北海道知事宛
大雪山国立公園・土幌高原道路計画を白紙撤回することの質問・要望書(3団体共同)
- 1997年10月6日
千歳川流域治水対策検討委員会委員長宛
検討委員会の公開などを求める要望書(6団体共同)
- 1997年10月28日 北海道知事宛
野幌森林公園におけるオオタカの生息調査を求める要望書
- 1997年11月5日 北海道知事宛
大雪山国立公園内土幌高原道路に関わる旧道の法面工事についての緊急質問書
- 1997年11月5日 環境庁長官宛
大雪山国立公園内土幌高原道路に関わる旧道の法面工事の取扱いについての要望書
- 1997年11月20日 北海道知事宛
「大雪山国立公園内・土幌高原道路計画を白紙撤回することの質問・要望」に関する再質問・再要望(3団体共同)
- 1997年11月20日 北海道知事宛
「時のアセス」検討過程を明らかにすることの要望書(3団体共同)
- 1997年11月26日 北海道開発局長宛
国道277号線(八雲熊石線)見市川沿い道路工事に関する要望・質問書

新会員紹介

97・7・27~97・12・20現在

- 【A会員】由地 京子 時任 生子 佐藤 延子
佐藤 克美 岩館 登 小沢 典夫
道家 暁子 松岡 素道 向山 孝一
佐竹寿美子 広瀬 亨彦 猿田 量枝
木原 由紀 河原 孝行 斎藤美智子
角田 洋一 山下堅太郎 伊藤 佐保
高木 俊夫 杉沢 拓男 椎名 勉
成 景 姫 大塚 晶 近藤 昌夫
赤松 敏子 相原わかば 塙 敏博
- 【B会員】由地 栄敏 由地 伶 由地 蛭
- 【学生会員】片山 美紀 田村真由美
- 【団体会員】石狩市自然保護協会

寄付金

入 沢 芳 子	1,000円
上 田 文 雄	6,000円
吉 崎 秀 夫	6,000円
天 野 礼 子	10,000円

置たるま基金

清 水 晶 子	2,000円
島 田 雄 吉	6,000円

寄 贈

いまを生きる 一魚眼の世界ー 小暮 得雄
べちるべ 自然情報ネットワーク

* お知らせコーナー *

時のアセスをアセスする(仮題)
 -市民からの公共事業の見直し-
シンポのお知らせ

公共事業の見直しが焦点となっている中、自然保護(生物多様性)の視点から公共事業の見直しを市民の立場から検証し、時のアセスの対象となっている各地の自然保護の重要性を明らかにしていきます。

多くの方のご参加を一層お願いいたします。

日時 1998年2月14日(土) 14:00~

場所 かでる2・7 大会議室4F
 (札幌市中央区北2条西7丁目)

内容 (未定)

- ① 基調講演(問題提起)
- ② 時のアセス対象各地の現状報告
 松倉川を考える会他
- ③ パネルディスカッションなど

『大雪山のナキウサギ裁判』
ナキウサギ裁判を支援する会編
 (緑風出版社 定価2,400円+税) が出版されました。

同書には多数の執筆者が投稿し、大雪山国立公園内の高原道路計画により危機に瀕するナキウサギに象徴される生態系の保護、生物多様性の保護が、いかに大切かを訴えています。どうぞお買いもとめください

内容

氷河期の生き残りナキウサギ、大雪山と生物多様性、ナキウサギ裁判と土幌高原道路、資料などを収録。

全国書店でも購入できますが、協会では**2,400円**で取り扱っております。

以上のお問い合わせ・申し込みは
 (社)北海道自然保護協会
 札幌市中央区北3条11丁目加森ビル5・6F
 TEL・FAX (011)251-5465まで

会費納入のお願い

会費納入については日頃ご協力をいただいておりますが、未納の方は至急納入下さいますようお願いいたします。

- 個人A会員 4,000円
- 個人B会員 2,000円
 (A会員と同一世帯の会員)
- 学生会員 2,000円
- 団体会員 1口 15,000円

[会費納入方法]

- 郵便振替口座 02710-7-4055
- 北海道銀行本店(普通) 101444
- 札幌銀行本店(普通) 418891

編集後記

ワシミミズクが「種の保存法」の保護対象に指定された(本誌9頁)。しかし、これを単純に喜んで良いのだろうか。野生鳥類にとって一番重要なのは営巣木や餌が豊富にある生息地である。法律では生息地等保護区の指定もできるが、これまで4種5カ所しか指定されておらず、面積も小さい。これでは「絵にかいた餅」だ。種の保存法はアメリカの法律を真似たものだが、アメリカではフクロウ保護をめぐる政権を揺るがす大論争になったのとは大きな違いである。

新年をむかえ、魅力ある会報作りに改めて取り組む決意です。皆さんの意見、要望、投稿などを、これまで以上にお寄せください。(畠山)

* この紙は再生紙を使用しています。

